附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和七年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

２　旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

３　旧規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

４　旧規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。